

2012年4月28日

中華人民共和国 新聞出版総署（国家版權局）法規司御中

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト
リーダー 小藺江 健一

《中華人民共和国著作権法》（修改草案）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記修改草案について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 《中華人民共和国著作権法》（修改草案）に対する意見

お問い合わせ先：

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

TEL：81-3-5205-3432

FAX：81-3-5205-3391

Email：doi@jipa.or.jp

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ①

<p>件名</p>	<p>外国人、無国籍人の版式设计の保護法体系（修改草案第2条第5款、第6款）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>修改草案第2条第5款には「外国人、無国籍人の版式设计、実演、レコード及びラジオ番組・テレビ番組は、その著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議により、又は共に加盟している国際条約により、本法の保護を享受する。」と記載され、修改草案第2条第6款には「外国人、無国籍人の追及権、応用美術作品、版式设计、本法第25条及び第36条に規定する権利は、その著作者が属する国又は通常の居住国の法律に基づき、対等の保護を適用する。」と記載されている。</p> <p>版式设计の解釈は、同条第5款、第6款の何れによっても解釈され、不明確となることが危惧される。</p>
<p>希望内容</p>	<p>修改草案第2条第5款または同条第6款のどちらかに、外国人、無国籍人の版式设计を規定させるか、適用が違う場合があれば、その適用を明確にするよう希望する。</p>
<p>関連する法令等</p>	<p>日本著作権法第6条</p>
<p>備考</p>	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ②

件名	権利の起点が創作完成であること（修改草案第 3 条 3 款）
現状／問題点	修改草案第 3 条 3 款では、「著作権は作品の創作が完成した日より自動的に発生し、いかなる手続きも履行する必要がない。」と規定されている。しかしながら、書きかけの小説や楽譜、絵画、ソフトウェアなどでも、創作の要件を満たし、作品としての価値が生じる場合がある。
希望内容	「作品創作完成之日」ではなく、「作品創作之日」より権利が発生するよう希望する。 なお、日本の他、他国においても、“完成”を要件とすることなく創作の日を起点としており、ハーモナイズの観点からも希望する。
関連する法令等	日本著作権法第 51 条
備考	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ③

件名	改編権の範囲について（修改草案第 11 条 2 款(10)）
現状／問題点	<p>修改草案では、改編権が「異なる体裁又は種類の新たな作品に変換する権利」となっており、音楽作品の編曲などの改作を含むようには読めない。例えばベルヌ条約では改編権について「編曲、その他の改作」を含むように規定している。</p> <p>編曲等の改作を改編権の範囲に含めない場合には、偽物作品等がまかり通ることとなることを懸念する。</p>
希望内容	<p>現行法の表現“创作出具有独创性的新作品”、或いはベルヌ条約に沿って、改編権を規定することを希望する。</p>
関連する法令等	<p>現行中国著作權法第 10 条第 1 款(14)</p> <p>ベルヌ条約(1971 年パリ修改条約)第 12 条</p>
備考	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ④

件名	追続権について（修改草案第 11 条第 2 款(13)）
現状／問題点	<p>修改草案第 11 条第 2 款(13)では追続権について美術作品等の「原本又は手稿」を対象としているが、昨今の著作分野の製作事情を鑑みると、その製作をすべてデジタル環境で行う場合など、原本であるか複製物であるかの識別が困難であるような作品が存在する。</p> <p>そうすると、作品の原本であることを知らずに作品の譲渡を受けた者が後日予想外の収益配分の請求にさらされる、原本の所有を主張する者が複数出現する、といった事態が生じ得るものとする。</p>
希望内容	デジタル作品等の原本識別が困難であるものを除外するように規定するよう希望する。
関連する法令等	
備考	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ⑤

件名	職務著作について（修改草案第 17 条 2 款）
現状／問題点	<p>修改草案第 17 条第 2 款では單位に著作權が属する場合として「建設・工事設計図、コンピュータプログラム、新聞社・雑誌社又は通信社に雇用されて創作した著作物、及び大型辞書等の著作物」を挙げているが、現行中国著作權法第 16 条と比べて、コンピュータプログラムの関連ドキュメントや地図が対象から外れている。</p> <p>コンピュータプログラムの開発には、ソースプログラム及びオブジェクトコード以外に、その関連文書（プログラム設計説明書、フローチャート、ユーザーマニュアル等、ソフトウェア保護条例第 2 条に掲げるようなもの）の作成が不可欠であり、仮に、当該規定が適用された場合、職務上従業員が作成したソフトウェア製品のうち、ソースプログラム及びオブジェクトコードのみが單位が著作者となり、それ以外の関連文書は従業員の著作物となる。権利関係が複雑になり、單位、従業員ともに権利が十分に行使できなくなるおそれがある。</p>
希望内容	<p>修改草案第 17 条第 2 款の例示を単に「コンピュータプログラム」とするのではなく、「コンピュータプログラム及びその関連文書」と変更し、また地図を追加することを希望する。</p>
関連する法令等	現行中国著作權法第 16 条、ソフトウェア保護条例第 2 条
備考	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ⑥

件名	権利制限規定について（修改草案第 40 条）
現状／問題点	<p>修改草案第 40 条第 2 款での権利制限は、機器の通常の使用や機器の修理等に付随して行われる作品の複製等が含まれていない。このような複製等のうち、作品の通常の利用の範囲内において行われるものであるものは除外してもよいと考える。</p> <p>機器の使用に伴う一時的な複製などを著作権の侵害であるという不当な主張がなされ、機器メーカーや保守業者がその業務の妨害を受けるおそれがある。</p> <p>また、撮影した写真に他人の作品が偶然に写り込んでしまうことがある。このような場合、権利者の権利を不当に侵害するものではないと考えられる。</p>
希望内容	<p>次の場合を権利制限の対象としてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録機能を有する機器に作品が記録されている場合、当該機器の修理を行う事業者がその作品をバックアップする場合。 ・ 情報ネットワーク事業者が、通信障害等を回避するために回線の二重化、記憶装置のミラーリング等を行う場合。 ・ 写真等を撮影する際に、背景に作品が意図せず写り込む場合
関連する法令等	日本著作権法第 47 条の 4、同第 47 条の 5、日本著作権法 2012 年改正案第 30 条の 2
備考	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ⑦

件名	コンピュータプログラムの研究目的利用について（修改草案第 42 条）
現状／問題点	<p>修改草案第 42 条では設計思想と原理を研究するためにコンピュータプログラムをインストール、表示、保存等できるとされている。しかしながら、この表現では主体がはっきりせず、誰がコンピュータプログラムをインストール、表示、保存等できるのかが特定できない。</p> <p>例えばA社が正当に入手したコンピュータプログラムをB社に権原なくその複製物を渡し、本条にもとづきB社が研究を行えるとすると、結果として権利者に不利益をもたらすコンピュータプログラムの流通につながる懸念される。</p>
希望内容	<p>修改草案第 42 条で研究目的利用できる主体について、修改草案第 41 条や第 43 条のように「コンピュータプログラムを合法的に授権された利用者」に限定することを希望する。</p>
関連する法令等	
備考	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ⑧

<p>件名</p>	<p>未公表の作品の保護について（修改草案第 27 条第 2 款, 第 3 款, 第 4 款, 第 5 款）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>修改草案第 27 条第 2 款～第 5 款の但書では、「作品が創作完成後の 50 年以内（第 5 款は、25 年以内）に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない」と規定している。</p> <p>一方、修改草案第 2 条第 1 款では、「中国の自然人、法人又はその他の組織の作品は、発表したか否かを問わず、本法の保護を享受する。」と規定している。</p> <p>2つの規定に矛盾が生じているため、修正すべきである。</p> <p>例えば、草案第 27 条に基づき公表前の作品が保護されないとすると、未公表の作品が権利者に無断で複製等された場合に権利行使できないと解することになる。</p> <p>また、権利者の意に反して第三者により作品が公表されてしまった場合、権利者の正当な公表と看做されずに保護を享受されない作品が公になってしまうこと。この場合不特定多数の者が複製などを行えることとなり、権利者の著作権を不当に害する結果となることを懸念する。</p>
<p>希望内容</p>	<p>修改草案第 27 条第 2 款～第 5 款の但書を「作品がその創作後 50 年以内（同条第 5 款は、25 年以内）に公表されなかったときは、その創作後 50 年（同条第 5 款は 25 年以内）を経過するまで本法の保護を享受する。」と規定することを希望する。</p>
<p>関連する法令等</p>	<p>日本著作権法第 53 条第 1 項</p>
<p>備考</p>	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ⑨

件名	作品利用者の賠償責任（修改草案第 70 条）
現状／問題点	<p>修改草案 70 条では、著作権集団管理組織に対し報酬を支払っている利用者が訴訟を提起された場合の責任について、賠償責任を負わない旨規定されている。但し、その場合には利用を停止しなければならないと定められている。</p> <p>しかしながら利用者が“誰から”提訴されてのかが不明確であり、且つ、誰に相応の報酬を支払うのかも不明確である。</p> <p>訴訟提起人及び相応の報酬の支払先としては、本来の権利者、著作権者としての集団管理組織(修改草案第 59 条第 2 款)、代表権利者(修改草案第 60 条)、書面で集団管理を行なうてはならないと表明している権利者(修改草案第 60 条)などが想定される。</p> <p>更に、利用できない期間が恒久的であるように読める。</p>
希望内容	<p>誰からの提訴であるか、また、誰への相応の報酬の支払いであるかを条文に明記することを希望する。</p> <p>また、利用停止については、“権利者との合意が取れるまでの間は利用を停止し”など、時間的な範囲を明確にすることを希望する。</p>
関連する法令等	著作権法修改草案第 59 条、同草案第 60 条など
備考	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ⑩

<p>件名</p>	<p>損害賠償に係わる著作権又は著作者隣接権の登録要件（修改草案第72条第2款）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>修改草案第72条第2款では、第72条第1款の規定する損害賠償の確定が困難な場合、「著作権又は著作者人格権の登録、利用専用許諾契約又は譲渡契約の登録を経ている」ことを条件として人民法院が100万元以下の損害賠償を払うべきとの判決を下すことを規定している。</p> <p>不測の事態に備えて、著作権登録や契約の登録をしておくべきということになるが、例えば条約上貴国で保護すべき海外の作品は膨大な量であり、海外居住の権利者がそれらについてもすべて貴国で登録しておくことは手続き的に困難である。このような場合、本条の適用を受けることができないことになり問題である。</p> <p>また、著作権者は、侵害者に対する差止請求権や損害賠償請求権が与えられるが、修改草案第3条第3款では「著作権は、自動的に発生し、いかなる手続きも履行する必要がない。」と規定している。しかしながら第72条第2款では、本条の適用条件に「著作権又は著作者人格権の登録、利用専用許諾契約又は譲渡契約の登録」を規定することに矛盾があると考えられる。</p>
<p>希望内容</p>	<p>現行中国著作権法第48条第2款の規定を維持し、50万元以下の規定を100万元以下に引き上げるよう改善を希望する。</p> <p>なお、「利用専用許諾契約又は譲渡契約の登録」については、100万元以下の損賠賠償算定の参考になりうるため、第72条第2款適用の必須条件とせず、「登録がある場合には、人民法院は損害賠償算定の参考とすることができる。」と規定することに問題ない。</p>
<p>関連する法令等</p>	
<p>備考</p>	

《中華人民共和國著作權法》(修改草案)に対する意見 ⑪

件名	二度以上の故意侵害に対する罰則強化について（修改草案第 72 条第 3）
現状／問題点	二度以上の故意侵害に対する罰則強化の導入を歓迎する。 本条文を維持していただくとともに、下部規則（中国著作權法実施条例など）で、「二度以上」に該当する故意侵害の類型を明確にすることを希望する。
希望内容	下部規則（中国著作權法実施条例など）で、「二度以上」に該当する故意侵害の類型を明確にすることを希望する。
関連する法令等	
備考	